

※必要な分をコピーしてご利用ください。和光市公式HP (http://www.city.wako.lg.jp) からダウンロードできます。

処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日 和光市長	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ		宛 名 番 号	
	名 称		担当者の 連 絡 先	係
	代表者の 職氏名印			フリガナ
個人番号又は 法人番号			氏名	
			電話 () - 番	

給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職手当等の 支 払 予 定 額 (支払予定額)
フリガナ	円	月 分 从 前	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 特別徴収不可	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 一括徴収した税額は 月分 で 納入分納入します。 〔2を○で囲んだ場合は、必ず記入〕 3. 普通徴収 〔3を○で囲んだ場合は、一括徴収でき ない理由欄に○を付けてください。〕	円
氏 名 (旧姓)								勤 続 年 数
個人番号								年
生 年 月 日 (T・S・H)								
旧 住 所 (1月1日現在の住所を記入してください。)								
現 住 所 (現住所が上記と異なる場合は記入してください。)								
電 話 () - 番								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごと の徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	相 続 人 代 表 者 (納税管理人) 氏名 住所 電話 ()
1. 異動が 年12月31日までで、申出が あったため。(月 日申出)			円	円	2(普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が100万円以下)	
2. 異動が 年1月1日以降で特別徴収 の継続の希望がないため。			円	円	3(普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月ない)	
一括徴収できない理由			円	円	4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	

※[8.特別徴収不可]を選択された場合は次のいずれかの理由を必ず選択してください。

↓ 国外転出・死亡に○をした場合、下記にも記入してください。

転勤・転職による特別徴収届出書

月割額 を 月分から徴収 し、納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号	和光市で作成した 納入書の使用について (○を付けてください。)	要 ・ 不要
		フリガナ		担当者の 連 絡 先		
		名 称				
		代表者の 職氏名印		フリガナ		
個人番号又は 法人番号				電話 () - 番		
給与支払方法及びその期日		事前に特別徴収税額の電話連絡が必要な方は ○を付けてください。		必 要 ・ 不 要 (月 日 ごろ)		

〔出国される方に対する市民税・県民税について〕
 出国や退職される外国人の方の未徴収税額については、一括徴収もしくは納税管理人の設定により納入して頂きますよう、ご協力をお願いします。

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。

2 「転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先へ
 回送願います。新勤務先では、下段(転勤・転職による特別徴収届出書)の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必
 要な手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。ただし、「給与所得者」
 欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先
 が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ回送願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

〔注意〕